

町では、「第5次矢吹町まちづくり総合計画」に基づいた技術的な行財政改革を進めるため、「第4次矢吹町行財政改革大綱及び行財政改革実行計画」（集中改革プラン）を策定しました。この改革大綱と実行計画には、平成18年度から平成22年度までの5か年に実施すべき内容や事項を盛り込み、さらに、毎年度、効果や目標を設定した年度計画も策定・公表することで、より一層の改革推進を目指します。

今回は、この大綱の概要と集中改革プランの概要についてお知らせします。なお、それぞれの全文については、町のホームページをご覧いただくか、担当までご連絡ください。

### 行財政改革大綱

#### ■改革の理念・目標

- ①町民と行政の協働
- ②行政管理から行政経営へ

#### ■改革の視点

- ①町民参加の推進と町民と行政の協働システムの確立
- ②民間の発想を取り入れた行政運営への転換
- ③スリムで効率的な行政システムの構築

#### ■推進項目

- ①町民との役割分担の再構築の推進
- ②町民参加型町政の推進
- ③行政情報の提供・公開の推進

#### 進

- ④成果重視と競争原理を導入した行政運営の推進
- ⑤住民志向による町政の運営
- ⑥民間活力の活用による推進
- ⑦受益と負担の公平性の確保
- ⑧健全な財政運営の推進
- ⑨柔軟で迅速な対応のできる組織体制の整備の促進
- ⑩定員管理と職員配置の適正化
- ⑪職員の能力開発と人材確保

#### 行財政改革実行計画（集中改革プラン）の目標（概要）

- 町民参加の推進と町民と行政の協働システムの確立

- ①平成20年度までに「自治基本条例」を制定。
- ②平成21年度までに「町民活動支援センター」（まちづくり団体等の活動拠点）を設置。
- ③「補助金等の見直し基準」に基づき、毎年度、実績を検証。
- ④平成20年度から「パブリックコメント制度」（※1）を実施。
- ⑤平成18年度に審議会等委員選任の基準指針を策定し、平成22年度までに公募委員20%、女性委員30%にする。
- ⑥平成18年度に「行政情報公開基準」を制定し、順次実施。
- ⑦平成19年度に町ホームページをリニューアルし、広報・広聴機能を充実。
- ⑧民間の発想を取り入れた行政運営への転換

- ①平成18年度に行政評価実施要綱を改正し、平成19年度に外部評価を実施。
- ②「行政経営システム」の検証

- 証を毎年度実施、システムを確立。
- ③平成18年度から各申請様式を簡素化、押印省略の実施。
- ④平成19年度に「総合窓口」（※2）を開設。
- ⑤平成18年度から窓口業務の一部を平日は午後7時まで延長、第2・4日曜の窓口一部開庁を継続実施。
- ⑥平成19年度から21施設（公園、体育施設、文化センター1、ふるさとの森芸術村、図書館）に指定管理者を導入。
- ⑦事務事業の民間委託を積極的に推進（水道、住宅業務など）。
- ⑧平成18年度にコスト算定や行政と受益者負担割合、減免対象範囲の見直しを行い、平成19年度に全面的な使用料等の改定を実施。
- ⑨平成20年度から、町税等の未納者などに対し、行政サービスとの制限を実施。
- ⑩平成22年度までに、現在84・8%の経常収支比率（※3）を75%に、現在、約95億円ある町債（町の借入金）年度末残高を75億円とする。
- ⑪平成18年度に「行政コスト」計算書を作成し、公表。

- ⑫町職員の「定員管理適正化計画」（平成17年度策定）に基づき、平成18年度に人員費の抑制と俸給表の改定を実施。
- ⑬毎年度、町税等の収納率を、前年度以上とする。
- 効果的な行政システムの構築
- ①平成18年度から経営視点による組織体制強化（企画経営課と総務課など、一部の組織機構見直し）
- ②平成18年度に「（仮称）幼稚園・保育園に関する基本方針」を策定、適正な配置と効率的な運営について検討。
- ③平成18年度に「附属機関等の設置に関する指針」を策定し、整理合理化を図る。
- ④平成17年4月1日現在で17人の町職員を、平成22年4月1日までに16人減（94%）し、15人とする。
- （「定員管理適正化計画」による）
- ⑤平成19年度から、職員の時差出勤など勤務時間の柔軟な運用を開始。
- ⑥平成18年度に「人材育成基

- 本方針」を改正。
- ⑦「人事考課制度」を平成18年度に試行し、能力、実績評価による人事考課を実施。
- ※1「パブリックコメント」：一定の政策の策定に際し、町民のみなさんから意見を募集し、それを考慮したうえで策定すること。
- ※2「総合窓口」：1箇所複数事務手続きや各種証明書の発行を行うことができる窓口のこと。
- ※3「経常収支比率」：「財政のゆとり」を見るための指標。使途を制限されない経常的な収入（地方税、普通交付税等の毎年収入される性質の収入）に対する経常的な支出（人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの）の割合が低いほど財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示す。

### 行財政改革

## 「交際費」の削減にご理解を…。

「交際費」は、町が外部と公の交際を行うための経費として、社会通念上認められる最小限の範囲で支出をしています。

矢吹町では、これまで各種団体の大会、総会、祝賀会などの招待に対する「御祝」（金品）や「冠婚葬祭費」などを支出してきましたが、行財政改革の一環として次のように支出内容を見直し、削減することになりましたので、町民のみなさんのご理解をよろしくお願いします。

#### ■平成18年4月からの町長交際費

- 1 各種大会や総会への支出は行わない。（ただし、飲食を伴うものについては、実費を負担する）
  - 2 冠婚葬祭費については支出する金額を削減又は廃止する。
- なお、使途の透明性を高めるため、交際費の執行状況についても町ホームページ（「町長の部屋」）に掲載しますので、ご覧ください。

※問い合わせ先 企画経営課政策経営チーム ☎ (42) 2111 (内線311・312)

## 2006～2010 矢吹町行財政改革大綱・集中改革プラン策定

# 「協働」と「経営」で改革実行。